韓国における文化財保護システムの成立と展開

―関野貞調査(1902年)から韓国文化財保護法制定(1962年)まで―

大 橋 敏 博

はじめに

- 1. 関野貞の「韓国建築調査」(1902年)
 - 文化財保護の曙-
- 2. 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の制定 (1933年)
 - 日本システムの受容-
- 3. 韓国文化財保護法の制定(1962年)
 - -日本システムの連続-

おわりに

はじめに

近代的な行政政策展開の一つとして韓国で文化財保護が意識され始めるのは、20世紀はじめ建築史・美術史研究者である関野貞の「韓国建築調査」(1902年)がきっかけとなっている。その後、日本統治下で日本国内での文化財保護政策をモデルとしつつ、朝鮮総督府博物館開館(1915年)、古蹟及遺物保存規則制定(1916年)、朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令制定(1933年)、朝鮮寶物古蹟天然記念物保存会官制制定(1933年)、同保存令に基づく第1回指定(1934年)などと文化財保護政策が展開されてゆく。また、日本の敗戦による解放後も米軍政下とその後の第1共和国憲法(1948年)の下で意外にも1962年まで朝鮮総督府制令である朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令が存続し、日本モデルは連続することとなる。1962年の韓国文化財保護法の制定で旧法令は廃止され、韓国文化財保護法制は新たな段階を迎え、その後20次に及ぶ改正によって日本モデルから脱却し、独自の展開を遂げ、独自の特色あるモデルを形成するに到る。

本稿は、1902年の関野貞の「韓国建築調査」から韓国文化財保護法制定(1962年)までの60年間にわたり、韓国における文化財保護政策の展開を日本との関わりを中心として解明しようとするもので、日本統治下の文化財保護政策の進展とその特色、第2次大戦後の日本からの解放後の文化財保護システムの変遷(日本システムの連続と変容)、その背景などを明らかにしようとするものである。

なお、地域の呼称は、日韓併合(1910年)以降1945年8月の日本統治終焉までの間は「朝鮮」と、それ以後は韓国に限定しての内容であるため「韓国」とそれぞれ表記することとし、全体を通じる場合には「韓国」としている。

1. 関野貞の「韓国建築調査」(1902年) -文化財保護の曙-

総合的な文化財保護政策を検討、立案するに当たっては、まず文化財に関する現状把握、即ち、文化財の所在状況、保存状況の把握、認識が必要となる。このような意味で、韓国での近代的意味における文化財保護の端緒は、1902年の関野貞¹⁾(当時、東京帝国大学校工科大学助教授)による「韓国建築調査」及び同調査に基づく1904年の『韓国建築調査報告書』²⁾の刊行であった。

(1) 関野貞

関野貞は、東京帝国大学工科大学造家学科を卒業(1895年)し、はじめは辰野金吾とともに日本銀行本店の設計に関与し、後に旧奈良県物産陳列所(現奈良国立博物館仏教美術資料研究センター。重要文化財)を設計するほどの建築家であるが、卒業後東京美術学校で建築装飾の授業を嘱託され、また、1896年からは奈良県技師として東大寺、興福寺、法隆寺など古社寺建築の保存修復等に従事し、さらに平城宮大極殿等の遺跡を発見し、平城宮跡の調査を行い、併せて古仏像彫刻研究なども行い、建築だけではなく幅広く考古学、美術史等への関心を持つようになった。その後、1901年東京帝国大学校工科大学助教授に転じ、以後、古建築、古美術等の研究を行っている。喜田貞吉との法隆寺再建非再建論争は余りに有名であるが、関野貞の論文「法隆寺金堂塔婆及中門非再建論」(1905年)3の基礎は奈良での技師時代の研究によるものである。

なお、関野貞の発見がきっかけとなった平城宮跡の発掘調査は我が国の代表的な発掘調査の事例であり、我が国の歴史に関し数多くの画期的な発見をもたらし、現在もなお大規模な発掘調査が続けられており、関野貞は我が国文化財保護の基礎を築いたともいえる存在である。

このような関野貞の興味・関心から、調査報告書のタイトルは「建築調査」であるが、 王宮、城郭、寺院、書院、住宅などの建築物にとどまらず、古墳、梵鐘、仏像、瓦、陶磁器など調査対象は幅広く文化財全般に及んでいる。また、法隆寺非再建論での建築年代考証が金堂・五重塔の各柱間の寸尺等を詳細に測り、これが当時の高麗尺で設計されていたことを指摘するという論証方法であることに示されているように関野貞の調査研究姿勢は実に精緻であり、さらに『韓国建築調査報告書』においても地勢、地質、気候、歴史、宗教、社会から研究分析を始めるなど、物事を総合的に分析しようとする態度、研究手法を示している。

関野貞の調査手法は、正確な実測図を作成するなど近代的、実証的なものであり⁵、同僚教授の伊東忠太は「周到精緻、微に入り細に亘る」、「史学家の所謂博引傍証に由て結論を惹き出すにもあらず、…遺物の様式手法と之に関する文献とを対照し、類推法に由て独創的に断案を下される」と評する⁶ような客観的、実証的態度がその特色であった。

(2)「韓国建築調査」(1902年)

奈良文化財研究所が所蔵している『関野貞日記』⁷⁾ (1902年)によれば、関野貞は、1902年6月27日午後6時東京新橋発、30日10時神戸で白川丸に乗船し午後2時半出帆、7月1日午後1時馬関(下関)着、午後5時出帆、2日午前6時釜山着で韓国に入り、その後、馬山浦、木浦、群山、仁川、京城、開城、大邸、慶州等を経て、釜山出帆、9月5日長崎帰着という日程で実施している。韓国滞在はわずか60日余りの調査であるが、このような文化財に関する総合的な近代的学術調査は韓国では初めてであり、関野貞の周到精緻な調

査ぶりもあり、古建築、遺跡等に関する最初の科学的記録として以後の韓国文化財保護の 重要な基礎となった。

ところで、『韓国建築調査報告書』によれば、この調査は当時の辰野金吾東京帝国大学 工科大学長⁸からの命により実施したとされている。

関野貞は『韓国建築調査報告書』(1904年)の冒頭で、「一昨年[1902年:筆者]6月韓国建築調査ノ命ヲ蒙リ」とあり、また、同報告書「緒言」では辰野工科大学長から「韓国建築ノ史的研究ヲ以ッテシ且曰ク成ルベク廣ク観察セヨ」との指示を受けたことを明らかにしている。

しかし、なぜ1902年の時点で関野貞に韓国建築の調査が命じられたのかは『韓国建築調査報告書』でも記載がなく未だ不明確である。同時期に伊東忠太[®](当時、東京帝国大学校工科大学助教授。)が中国、ビルマ、インド、トルコ、シリア、エジプト、ギリシャ等を3年にわたり実地調査(1902年~1905年)していること等から考えれば、法隆寺など日本古建築の調査研究が進み、さらにこれらの源流を探ろうとする同時代の研究傾向があり、朝鮮、中国等を調査研究することは当時の建築学界の重要な関心事項の一つであったと思われる。

ただ、その後1909年に大韓帝国の事業としての韓国古建築物調査が関野貞に依頼されるが、これは朝鮮総督府『施政二十五年史』によれば、「当時統監府政治の確立と地方制度の完成に依り古建築物を改造する必要が生じたるにより他日学界に悔を遺せんことを憂ひて予め之が調査を開始した」100 110 とのことであり、文化財建造物の破壊、改築利用の可能性などから古建築物を調査するとの目的があり、純粋に古建築物を保存しようとの学術的意図に基づくものではなかった。現在においても、しばしば開発に伴って文化財が破壊される危険が生じ発掘調査等が行われるところであり、事情は今も類似しているといえる。

関野貞自身は奈良での法隆寺等の古社寺調査以来の日本古建築、日本古美術との関連、さらに東洋建築史、美術史が重要な関心事項であり、韓国調査はその学術的関心と合致するものであった。関野貞は一高在学時代に狩野直喜らとともに漢文研究会を創り研究したというほどであり、後に東京美術学校で東洋美術史を講じ、また、東京帝大文科大学でも日本美術史を担当した時期があるなど、中国、朝鮮半島や仏教美術に強い関心があったところであり、この調査は研究として有益で意欲的であったと思われる。

他方、日露開戦直前の1902年という世界史の政治的文脈からこれを見ると、また異なった側面が浮かび上がる。1902年1月にはロシア極東進出の鍵となるシベリア鉄道が完成し、日本の危機感は非常に高まっており、日英同盟も調印されている。1901年には京釜鉄道が、1902年には京義鉄道がそれぞれ起工され、朝鮮半島において開戦への準備が進行していた。このような時点で、近い将来に戦場あるいは補給地等となる地域について、転用可能となる建築物の状況その他関連する情報を収集しようとするのは当然であり、そのようなルートから何らかの依頼等があったという可能性は否定できない¹²⁾。

この件に関し、『関野貞日記』の日記一年分(1902年)を調査したが、韓国建築調査が 辰野金吾工科大学長から命じられた経緯や韓国調査の動機などに関連した記述を発見する ことはできなかった。ただ、日記の韓国調査期間中の記述によれば、韓国調査中しばしば 韓国駐刹の日本公使館員や釜山領事館員と接触しており、調査の便宜等を得ていたことは 疑いない^{13) 14)}。当時関野貞にとって未知であった外国の地で調査を実施する場合、日本政 府在外公館の支援、協力がなければ十分な成果を生み出すことは困難であった。また、政府側としても関野貞の調査に期待するものがあったはずである。

(3)政府の対外政策と帝国大学

内務省と兼任のままで初代の帝国大学工科大学長となり、その後土木局長、土木技監等を歴任した古市公威などに見られるように、明治時代は政府と大学の距離が現在に比べると遙かに近く、あるいは研究者自身も国家意識が濃厚な時代ということができる。

帝国大学令(勅令第3号)は、1896年に制定されるが、この時期は富国強兵、殖産興業、不平等条約改正等が重要な国家課題となっており、新しい国家の形成発展期で国家意識が強烈な時代であった。そもそも帝国大学は、「国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ政究スルヲ以テ目的トス」(帝国大学令第1条)と規定され、その国家的な意義が強調されていた。帝国大学は、1877年設立の東京大学が帝国大学令により国家の須要に応じる教育研究機関として再編成、拡充されたものであり、帝国大学は国家のために設置されたという性格が極めて濃厚であった。

当時の文部大臣森有礼も、凡そ学校を設立し、維持する目的は国家のためであり、「帝国大学ニ於テ…学術ノ為メト国家ノ為メトニ関スルコトアラバ、国家ノ為メノコトヲ最モ先ニシテ」重視することを各直轄学校長に対して直接厳重に注意している¹⁵。

ここで、我が国考古学、人類学の先駆者である鳥居龍蔵®や関野貞などを事例として、 当時の有力な大学研究者と日本の対外進出、植民地経営との関連について考えてみたい。

鳥居龍蔵『ある老学徒の手記 考古学とともに60年』の目次を見るとその研究の足跡が浮かび上がる。「…遼東半島の調査(明治28年)、台湾調査時代(明治29年)、…北千島調査(明治32年)、…西南シナの調査(明治35年)、…満州の調査(明治38年)、妻と嬰児を伴い蒙古旅行(明治39-41年)、第3回満州行と漢代遺跡(明治42年)、第1回朝鮮の調査(明治43-44年)、南樺太の調査(明治44年)、第2~6回朝鮮の調査(明治45年-大正5年)、…第1回東部シベリア調査旅行(大正8年)、北樺太(サハレン州)の調査(大正10年、)第2回アムール河(黒竜江)とキジ湖(大正10年)、…」と目次は続き、鳥居龍蔵の調査が日本の対外進出と重なっていることが解る170。

政府関係者あるいは軍関係者の支援、協力を受けながら調査を進め、学者としての成果を挙げてゆく。国家と大学が非常に近い関係にある時代で、森有礼の言う「学術ノ為メ」と「国家ノ為メ」が鳥居龍蔵の中で一致しており、鳥居もはっきりと躊躇なしに次のように述べる。

「今日漸く我が国の学者は大陸の研究に眼ざめて来たが、今から41年前、明治28年の当時は、人類学・考古学・歴史・美術史・地理学等に至るまで、日本周囲の比較研究などは夢にだも知らなかった。この時代に当たって私がこの行為に出たのであったから、満州出征軍の各位から非常に歓迎せられ、都合よくその結果を挙げることが出来た。」¹⁸、「外務省対支文化事業部から2千円をもらい、…。関東軍の特務機関・兵站監部・各守備隊から特別の注意と護衛を受け、またある時は自動車・トラック等の便乗を受けた。満鉄や奉山鉄道から荷物等について便宜を与えられた。」¹⁹

このように政府・軍の強力な支援、協力を得て実施された鳥居の研究は多くの成果を挙げ、フランス学士院よりパルムアカデミー勲章を授与され、さらに世界人類学聯盟日本代表員に推薦されるなど欧州でも高く評価された。

関野貞も朝鮮総督府の依頼などにより韓国調査を重ね、これを朝鮮総督府発行の『朝鮮 古蹟図譜』²⁰⁾などにまとめ、この業績でフランス学士院賞を受賞している。

鳥居龍蔵、関野貞などの研究は、当時の研究の最先端を行くものであり、日本の歴史学、考古学、建築史学、美術史学等の発展に大きく寄与したことは疑いない。研究者としては、研究材料入手、調査支援、経済的支援など特別の支援が受けられることで研究が可能となり、また、成果を挙げることができ、世界的に注目を浴びる発表も可能となる。未調査、未公表の貴重な資料を入手し、身近に調べることができることは研究の推進に極めて重要で研究者にとっては非常に魅力あるものということができる。他方、政府や朝鮮総督府のような植民地経営側から見れば、当該地域の状況に関するより詳細な情報を蓄積できること、威圧的な支配ではなく地域の伝統文化を尊重した統治との印象を与え、イメージアップを図ることができること、古代からの日本と朝鮮半島・大陸との関係を示し日本支配を合理化すること²¹⁾など、そのメリットを計算していたことと思われる。両者の利益が一致した協同関係といえる。

関野貞は、同年(1867年)生まれの伊東忠太が1905年先に東京帝国大学工科大学の教授に昇進し当時の建築学第3講座(建築史)を担当したため、これを助教授として分担していた。1893年の帝国大学令改正により各分科大学では講座を置くことが決定され、同年9月講座の種類及びその数が勅令で定められたため(講座制)、1講座で教授が2名ということはなく、このままでは関野貞の教授昇進は困難であったが、1920年に建築学第5講座が新設され、関野貞が教授に昇進し、これを担当し、建築学第4講座(日本建築史、担当伊東忠太教授)、建築学第5講座(東洋建築史、担当関野貞教授)との役割分担となった220

1920年の建築学第5講座の講座設置理由書を見ると、「東洋建築ノ研究大二進ミ就中朝鮮芸術二関スル調査ノ如キハ実二世界独特ノモノナリト謂フベシ」²³と関野貞の韓国に関する調査研究が高く評価されている。なお、関野貞と伊東忠太がともに1929年に定年退官した以後は建築史で1講座(建築学第5講座)となり、1講座分は建築計画原論に転換された²⁶。

韓国調査研究の進展がなければ、建築学第5講座(東洋建築史、担当関野貞教授)は誕生していない可能性が高く、このような経過からすれば、関野貞は韓国文化財調査研究により、学者として成功を収め、世界的な名声を得、また、大学内での処遇も改善されたものと考えられる。

2. 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の制定(1933 年) ―日本システムの受容―

(1)植民地下における法令の位置づけ

「日韓併合」と言われるが、実は植民地下の朝鮮においては日本国内とは適用法令が別立てとなっており、日本国内法令が何らの措置なしに当然施行されるということではなかった。

朝鮮ニ施行スペキ法令ニ関スル法律(1911年法第30号)第4条は、「法律ノ全部又ハー部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定し、日本国内の法律を朝鮮において施行する場合には、勅令でその旨を別途定めることとされており、国内の法律が自動的に適用されるわけではなかった。

文化財保護に関して言えば、古社寺保存法 (1897年)、史蹟名勝天然紀念物保存法

(1919年)、国宝保存法(1924年)などが朝鮮においても当然に施行されるというものではなかったのである。

韓国における最初の本格的な文化財保護法令である朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令 (制令第6号) は、1933年8月9日総督府制令の形式を以て制定された。

「朝鮮ニ施行スへキ法令ニ関スル法律」第1条は、「朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝 鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」と規定し、この朝鮮総督命令が「制令ト称ス」 (第6条)とされていた。ただし、制令を制定する場合には、内閣総理大臣を経て天皇の 勅裁を得ることが必要であった(同法第2条)。制令は、委任命令の場合よりも広い範囲 にわたって法律事項を規定しうるものであり、立法権の一部を授権され、これに基づいて 発する命令と考えられていた²⁵。

帝国憲法第27条第1項によれば「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルルコトナシ」とされ、同条第2項では「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とされ、所有権を制限する必要がある場合には法律の規定を必要とすることとなっていたが、「朝鮮ニ施行スへキ法令ニ関スル法律」により朝鮮においては所有権を制限する場合でも法律の規定を要せず、朝鮮総督の命令、即ち「制令」で規制することが可能であった。

日清戦争後、台湾が新たに日本の領土となったとき同様の法律案が提出され、このような極めて広い範囲の一般的委任立法については憲法違反ではないかとの議論が沸騰したが、結局その法律案が成立し(「台湾ニ施行スへキ法令に関スル法律」(1896年法第63号))、朝鮮においても同様の法律が制定されたのであった。

この問題を当時の行政法学者(京城帝大法文学部教授)であった松岡修太郎は、「形式的憲法ができたとき以後に新に領土となった地方を如何に統治するかということなどは、…我が憲法には何等の規定がない。」「憲法の条規は形式上は別に朝鮮に行われていないわけではないのであるが、…憲法の条規の下に於て実質的に普通の統治方式に対する例外が認め得られる」と説明している²⁶⁾。「併合」とは言っても憲法が日本国内とは同等には適用されず、やはり植民地支配としての性格が現れた差別的な取扱いであることは否定できない。

なお、後述するように「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」(1933年制令第6号)と同時に「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存会官制」(1933年勅令第224号)が制定されるが、当時官制は勅令で規定されていたため、ここでは官庁内部の組織を規定する法令が国民の権利義務を規定する「制令」より上位の法形式(勅令)であるという逆転現象が生じている。これも植民地法制ゆえの現象である。

(2) 李王家博物館設置(1909年)から古蹟及遺物保存規則制定(1916年)まで

関野貞の1902年調査の後、1907年には当時の大韓帝国政府による朝鮮古蹟調査(関野貞他が担当。)が開始されるなど文化財に関する調査は大きな進展を見せ、さらにこれらが契機となって、博物館開設や関係法令制定など文化財保護に関する様々なシステムが整備され始める。

博物館は、文化財を収集、保管、展示することをその機能の中核としており、博物館の設置は、文化財の破壊、散逸への対処が政策として推進されるようになったことを示している。具体的には、まず大韓帝国時代に李王家博物館が設置され(1909年)²⁷⁾、次に朝鮮総督府博物館(1915年)、さらに慶州分館(1926年)、開城府立博物館(1931年)、平壌府

立博物館(1933年)などと博物館施設の整備が進んでゆく。なお、総督府博物館は、博物館としての機能のほか文化財の指定のための予備調査など文化財保護行政機関としての役割も果たしていた²⁸⁾。

日本国内での博物館の創始は、1871年の文部省博物局の設置と翌年の当時文部省のあった湯島聖堂内の大成殿を博物局展観場としての日本最初の博覧会開催と考えられている²⁹。 この時、展覧するための美術品等の収集が行われ、東京国立博物館の所蔵品の一部となっている。

法制面では、日韓併合前の1910年4月に「郷校財産管理規程」(学部令第2号)が制定され、これが韓国における最初の文化財関連法令となった³⁰⁽³¹⁾。学部令は、文教問題を担当する学部大臣が定めるものであり、「郷校財産」とは地方文廟の祭祀及び経学のためのもので大部分が不動産であった³²⁾。「郷校財産管理規程」は、郷校財産は、地方官吏である府尹、郡守が管理し(第1条)、学部大臣の承認なしには譲渡、交換等を行うことができない(第2条)などと定めており、文廟等が文化財としての価値があるとすれば、その損壊防止策になりうるものであった。

なお、我が国最初の文化財保護法令は1871年5月23日に出された「古器旧物保存方」 (太政官布告)であり、これは明治維新に伴う文明開化、廃仏希釈などにより多くの歴史 的・伝統的な文化財が破壊され、散逸する事例が多発したことから、文化財の保存を図る ため、古書画、古書籍、武器、陶磁器、仏像、化石など31の類型を示した古器旧物の調査、 保全を求めるものであった³³⁾。

「郷校財産管理規程」公布の翌年(1911年)には寺刹令(制令第7号)が制定される。寺 刹令は、基本的には寺刹を朝鮮総督府の下に管理しようとするものであったが、「寺刹ニ 属スル土地、…建物、…佛像、古文書、古書画」等を処分する場合には朝鮮総督の許可が 必要とされており(第5条)、文化財保護の基本である現状変更の規制を行い、現状維持 を図ったものであった。これは、1897年の「古社寺保存法」(法第49号) ³⁰が意識されてい ると思われる。

さらに、1916年には「古蹟及遺物保存規則」(朝鮮総督府令第52号)が制定され、法令の整備が進む。この「古蹟及遺物保存規則」は全8条と比較的簡素なものではあるが、貝塚等を包蔵する土地、古墳、都城、宮殿、寺刹等の遺跡などの「史実ニ関係アル遺跡」を「古蹟」とし、また、塔、碑、鐘、金石佛等の「歴史、工藝、其ノ他考古ノ資料」を「遺物」とし(第1条)、これらを古蹟及遺物台帳に登録し(第2条)、登録された古蹟及び遺物に関する現状変更等については朝鮮総督の許可制とし(第5条)、その保存を図ろうとしたものであった。

なお、この「古蹟及遺物保存規則」は文化財の登録、現状変更規制による保護という近代的な文化財保護システムの骨格を見せており、このため藤田亮策は韓国における文化財保護法令のはじめとしている³⁵。

このような文化財保護の強化に伴い、1921年には朝鮮総督府学務局に担当課として古蹟 調査課が設置され、文化財保護行政体制も整備された³⁶⁰。

(3)朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の制定(1933年)

これらの法制的整備は1933年の「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」(制令第6号) 制定により一応の完成を見せる。朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の基本的な構造は、 「建造物、典籍、書蹟、繪画、彫刻、工藝品其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範ト為ルベキモノ」を「寶物」として、「貝塚古墳寺址城址窯址其ノ他ノ遺蹟、景勝ノ地又ハ動物植物地質鉱物其ノ他学術研究ノ資料ト為ルベキ物ニシテ保存ノ必要アリト認ムルモノ」を「古蹟、名勝、天然記念物」としてそれぞれ指定し(第1条)、その輸出や現状変更等を規制することにより保存を図ろうとするところにあった(第4条、第5条)。

朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令は全24条に及び、指定に当たっての保存委員会への 諮問(第2条)、寶物の所有者変更の場合の届出制(第8条)、博物館・美術館への出陳義 務(第9条)、地方公共団体を寶物・古蹟名勝天然記念物の管理団体とすること(第13条) など、文化財保存に関する様々な措置も規定しており、現在の文化財保護法の原型ともい うべき内容を有している。

なお、朝鮮寶物古蹟天然記念物保存令に基づく指定の第1回は、「朝鮮総督府告示第430号」(1934年8月27日) によって行われ、153件の「寶物」、13件の「古蹟」、3件の「天然記念物」が指定され、保護されることとなった。「寶物」指定第1号は「京城南大門」、第2号は「京城東大門」であった³⁷⁾。

(4) 先進的な「文化財」概念の萌芽の形成

日本統治下(1910-1945)においては、当然ながら日本の圧倒的な影響下にあり、行政や法令は日本システムをモデルとしていた。しかし、文化財保護の実際の様相を観察すると、文化財保護に関しては日本システムの単なる移し替え、模倣ではなく、日本に先駆けた先進的な試みも行われている。例えば、1916年の「古蹟及遺物保存規則」は、朝鮮総督府令という下位の法形式ではあるが、社寺所有のものに限定されず、また、その対象も古墳などを含み幅広く、モデルとなったと思われる「古社寺保存法」を越えた先進的な部分があり、1919年の史蹟名勝天然紀念物保存法(法第4号)、1924年の国宝保存法(法第17号)を先取りしている38,390。

また、「朝鮮寶物古蹟天然記念物保存令」(1933年)は、有形文化財と史蹟名勝天然記念物という異なった性格を持つものを統合した文化財保護システムであり、日本でこのような「文化財概念」が法的に統合されるのは「文化財保護法」が成立する1950年である。史蹟等と絵画、彫刻、工芸品等の有形文化財とではその所有状況の相違や、性格の違いなどから保護システムにも相違があり、1933年当時日本国内では、「史蹟名勝天然紀念物保存法」(1919年)「国宝保存法」(1929年)と別立ての法律による保護システムとなっていた。戦後の文化財保護法制定経過を観察すると、途中までは有形文化財と無形文化財は統合していたが、史跡名勝天然記念物については「史蹟名勝天然紀念物保存法」をそのまま存続させることとされており40、その時点(1949年5月)では未だ「文化財概念」は未成熟であった。

植民地朝鮮における文化財保護システムが先進的な部分を有していたのは、総督府の権限が強力で既存の利害関係の錯綜や各種制約の調整などが日本国内に比べれば少なく、文化財保護の制度設計に当たっての自由度があったほか、当時朝鮮での文化財保護の在り方に影響力を持ったのが関野貞(1933年12月12日の朝鮮寶物古蹟天然記念物保存会発足時の委員。当時は、元東京帝大教授)、黒板勝美(同、東京帝大教授)、濱田耕作(同、京都帝大教授。後に京都帝大総長)、梅原末治(同、京都帝大助教授)、藤田亮策(同、京城帝大教授。後に東京芸大教授、奈良国立文化財研究所所長)、有光教一(当時、総督府博物館

勤務で保護実務を担当。後に京大教授)など有力な学者や新進気鋭の若手学者であり、日本国内での文化財保護行政に関係しこれに通暁していたことなどが影響していると考えられる。例えば、関野貞は、1903年以来1924年まで東京帝大助教授と内務省、文部省の文化財所管課技師を兼務し、文化財保護行政の現状、課題や将来の方向性などを知悉している有力な存在であった⁴¹。

なお、文化財保護法(1950年)の企画立案を担当した竹内敏夫・岸田実は、「同法は、単に従前の国宝保存法及び史蹟名勝天然紀念物保存法を形式的に統合したものではなく、新たに文化財保護委員会を設置し、無形文化財や埋蔵文化財の保護制度を創設する外、立案上の基本的構造として、文化の保存活用という公共の福祉からの要請と文化財所有者その他の関係者の私権の尊重との調整につき、極めて慎重な考慮を払い、精密な規定を設ける等画期的な改革を加えている」と述べ、本文でも戦前の国宝保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律等に言及しているが、朝鮮統治下での文化財保護法令には触れてはおらず、「朝鮮寶物古蹟天然記念物保存令」等での先進的な試みは忘れ去られているかのようである42。

(5) 保存会委員発令に見る植民地文化財保護に関する特色

「朝鮮寶物古蹟天然記念物保存令」の制定と同時に「朝鮮寶物古蹟天然記念物保存会官制」(1933年勅令第224号)が制定され、寶物古蹟天然記念物の指定に際しての諮問に応えこととなり、1933年12月、34名の学識経験者や総督府関係官僚等が委員に任命された⁴³⁾。この保存会委員メンバーを見ると、関野貞、黒板勝美、濱田耕作、梅原末治などの東京帝大、京都帝大関係研究者が8名を占め、また総督府関係局長が7名(内務局長、財務局長、殖産局長、学務局長、農林局長、警務局長、鉄道局長)も並んでいる。文化財保護のための委員会委員としては開発側ともいうべき局長の数が多く、開発と保存の調整という性格を重視しているように受けられるところである。

このような委員発令状況から伺われるのは、総督府が東京帝大、京都帝大という日本国内有力大学と直接密接に連携しようとしていたことであり、他方、東京帝大、京都帝大も当時の研究が朝鮮や大陸を重視したものであったことから朝鮮を調査研究拠点として重要であると考えていたことである。朝鮮、中国では遺跡発掘調査が東京帝大、京都帝大関係者によりしばしば実施されていた⁴⁴⁾。朝鮮で発掘調査を主宰したのは東京帝大、京都帝大の教授、助教授クラスであり、これを補助、整理したのが総督府博物館の日本人研究者であった⁴⁵⁾。

朝鮮総督、首相等を歴任した斎藤実に関する『斎藤実関係文書』(国立国会図書館所蔵) を見ても、梅原末治の慶州古墳発掘調査の報告・御礼の書簡、黒板勝美が弟子筋研究者の 在外研究派遣の礼を述べる書簡⁴⁶などが残されており、その連携の密接さが伺える。

また、保存会委員の多くは日本人で、現地朝鮮人関係者は極めて少なく氏名からそれと思われるのは、李能和(歴史学者)、金容鎮(書家)、崔南善(歴史学者)、柳正秀(中枢院参議)、兪萬兼(総督府社会課長)の5名に過ぎない⁴⁷⁾。

現地の人間を活用せず、日本人だけで管理運営を完結させようとした排他性や、人材育成への消極的な態度など当時の植民地運営の在り方の特色が伺える。遺跡発掘調査もほとんどが日本人学者によって行われていた⁴⁸。

このように排他的に主要な役割を日本人が独占し、現地の人材育成に熱心ではなかった

ため、終戦後の朝鮮総督府博物館の引継ぎに際しては考古学や美術史を専門にする朝鮮人館員が一人もおらず、大きな困難があったと言われており⁴⁹、金載元初代韓国国立博物館館長もドイツ留学経験者であった⁵⁰。文化財保護に関しては、法令など制度面での移転には熱心で先進性も見られるが、現地人材育成などの技術移転には熱意がなかった。

なお、1935年の『職員録』(内閣印刷局)で京城帝大法文学部の教員を見ると、教授47名、助教授19名中に日本名以外のものは見当たらず、助手15名中5名の朝鮮名を見るのみである。鉄道の建設・運営でも同様であり、1945年時点で朝鮮鉄道には合計約10万人の職員・雇人等がいたが、勅任官、奉任官といわれる幹部クラス職員の大部分を日本人が独占していた⁵¹⁾。ただ、1937年の日中戦争以降は戦時の様々な要請から日本人人材が逼迫する状態となり、判任官以下のレベルでの朝鮮人官吏が大幅に増加したが⁵²⁾、朝鮮総督府局長クラスでは学務局長(勅任官)に限られていた。

(6)「文化政治」と文化財保護

1919年3月の3・1独立運動の後、同年8月に朝鮮総督となった斎藤実は民族解放運動の沈静化を図るため、従来の武力による朝鮮統治(武断政治)からの転換、「文化政治」を標榜し、言論取締の緩和、朝鮮人官吏の待遇改善などの新政策を実施してゆく。1920年の朝鮮日報、東亜日報の発刊、1922年の朝鮮美術展(朝鮮総督府主催)の開催⁵³⁾、1924年の京城帝大の開設はこの一環であり、1933年の「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」の制定も朝鮮伝統文化の尊重を印象づける狙いがあったものと思われる⁵⁴⁾。

また、権利を制限し、義務を課すことによって文化財を保護しようとする文化財法制の基本構造からすれば、法律をもって規定することが必要であり、「古蹟及遺物保存規則」の朝鮮総督府令という法形式では権利尊重の点で極めて不十分で、先に述べたような朝鮮の特殊な法適用制度からすれば「制令」の制定が必要となる。

日本国内でも、史蹟名勝天然紀念物保存法 (1919年)、国宝保存法 (1924年) が制定され文化財法制が整備されてきたところであり、また、従来の「古蹟及遺物保存規則」 (1916年) には現存の古建築物は含まれないなどの不備な点もあり、史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法を参考に新たな観点を含めた制令制定を構想したものと思われる⁵⁵。

当時の日本博物館協会発行雑誌『博物館ニュース』では、「朝鮮には国宝保存法や史蹟 名勝天然紀念物保存法が施行されていないため、楽浪や梁山、慶州の2千年を経た王侯貴 族の古墳が惜しげも無く発掘されたり、世界の至宝たる石仏が不細工にセメントで修理さ れたり、慶州仏国寺の舎利石塔が移出されたりしている状態」であるので、朝鮮総督府で は「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」を立案したと紹介されている5%。

(7) 近代化の進展と文化財の危機

文化財保護制度が整備されてゆく背景には、朝鮮における近代化、工業化の進展とこれらに伴う文化財の破壊消滅の危険の増大がある。1910年代までに京釜線、京義線、京元線など朝鮮半島の幹線、支線網が整備され、主要道路の改修、港湾の修築が行われ⁵⁷、物資流通体系の整備が進展した⁵⁸。これらにより経済発展の基盤は整備され、生産、貿易は拡大し、1912年から1937年までの25年間の GNP 成長率は年平均4.2%と高い率を示し⁵⁹、工業生産指数も当時の諸国に比して大幅な伸びを示し、工業化が急速に進展している⁶⁰。

近代化、工業化に伴う鉄道の整備や工場建築等により遺跡や古建築物の破壊をもたらす 危険性が高まり、文化財保護システムを整備する必要が生じていたと考えられる。日本国 内においても、文化財保護システムの整備が進むきっかけはやはり文化財の危機の増大であり、例えば、明治維新の文明開化に伴う伝統文化の軽視のための文化財破壊や散逸があって「古器旧物保存方」(1871年)により保護対策が講じられたのであり、「史蹟名勝天然紀念物保存法」(1919年)の制定も史蹟、天然記念物などが「国勢ノ発展二伴ヒ土地開拓道路ノ新設鉄道ノ開通市区ノ改正工場ノ設置水力ノ利用其他百般ノ人為的原因ニヨリテ直接或ハ間接二破壊湮滅」⁶¹⁾されていたことによるものであった。

3. 韓国文化財保護法の制定 (1962年) - 日本システムの連続-

(1)米軍軍政下及び第1共和国憲法下での総督府制令存続

1945年8月日本の敗戦による解放後も意外なことに1933年に制定された「朝鮮寶物古蹟 名勝天然記念物保存令」(総督府制令第6号) は、以後1962年まで17年間も生き続ける。

1945年9月7日、米国太平洋陸軍最高指揮官マッカーサー大将は布告第1号を発し、「朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域及住民ニ対スル凡テノ行政権ハ当分間本官ノ権限ノ下ニ施行ス」(第1条)とし、韓国は米国の軍政下に置かれた。さらに、10月9日、軍政庁朝鮮軍政長官は法令第11号を公布し、政治犯処罰や治安維持関係の法令は廃止したが、11月2日、法令第21号を発し、「総ベテノ法律及ビ朝鮮旧政府ガ発布シ法律的ノ効力ヲ有スル規則命令、告示其ノ他ノ文書ニテ1945年8月9日実行中ノモノ其ノ間スデニ廃止サレタルヲ除キ朝鮮軍政庁ガ特殊命令ニテ廃止スル迄全効力ヲ以テ存続ス」(第1条)とされ、多くの旧法令は暫定的に存続し、「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」も生き続けることとなった。

また、その後1948年7月12日制定された韓国最初の憲法であるいわゆる第1共和国憲法第100条でも「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定されたため、1962年1月10日に韓国文化財保護法が制定され、その附則第2条が「1933年8月制令第6号朝鮮寶物古蹟天然記念物保存令はこれを廃止する」とするまで効力を有していた。

体制の大きな変革、憲法秩序の変革にもかかわらず、旧来の法令が生き残る。かつてドイツの行政法学者オットー・マイヤーが「憲法は滅びるが、行政法学は存続する」と述べ、ワイマール憲法の制定という憲法秩序の変革にもかかわらず、旧来の行政制度、行政法がなお存続し、行政法学も継続したことを指摘した⁶²が、ここでも同様の事態が生じていたのである。

(2)総督府制令存続と官僚機構の継続

総督府制令存続の背景には、日本の行政方式の踏襲や総督府官僚機構の継続などの解放後の韓国の事情がある。このため、政策立案の発想法、実施手法は総督府時代と類似したものとなり、既存の法令も存続しがちとなる。米軍政下では総督府の官僚機構が温存され、大韓民国成立、日本人官吏の帰国によって下位にいた韓国人官吏が上位の職を占める形で新生韓国の官僚機構が形成されていった⁶³。

実務能力を持ち、訓練を受けた官僚群は国家発展のための貴重な人材であり、解放後の韓国で重職に就いた者も多かった。例えば、昭和18年7月の高等文官試験行政科合格者一覧によれば、合格者547名中26名の「朝鮮出身」者がいるが、この中でその後の韓国首相2名、韓国法相1名、駐日大使1名などを輩出している⁶⁴⁾。法曹関係でも日本統治時代の法曹資格者がそのまま法曹となり、法律制定等に参画したことから、司法制度や法曹養成

制度も日本と類似したものとなっている(5)。

韓国初代大統領李承晩は強硬な反日的イメージが強いが、実は支持者の中では対日協力者が多く存在し、政権の要職を占め、また、総督府警察に勤めていた警察官が解放後も警察幹部に起用され、国軍首脳部も日本軍将校出身であったと言われている⁶⁶。

李承晩は海外生活が長く、反日という正統性、有利性があったものの、政権を支える国内的基盤が不足していた。他方、例えば、京城紡績、東亜日報、普成専門学校(高麗大学)等からなる湖南財閥グループは、「親日派」との非難攻撃を免れるため、自らの豊富な資金力と組織力、巨大な人脈を李承晩に提供し、協力したと言われている⁶⁷。京城紡績は、代表的な民族企業ではあるが、朝鮮総督府の殖産興業の政策銀行であった朝鮮殖産銀行からの借り入れを活用して発展した⁶⁸⁾ため、湖南財閥グループは「親日派」として攻撃されるのを恐れたのである。

戦後の主要な人材は日本統治下の朝鮮で生きた者が多く、日本や総督府と無関係といえる者は少なく、何らかの意味で関係があることが多かった。そのため、イデオロギーとしての「反日」は絶対的であったが、現実には「親日派」排除は貫徹しないこととなった®®。

最近でも、韓国国会は、2004年3月2日、日本の植民地統治下の「親日派」を認定し、独立運動や戦時下の真相を探る「日帝強占下の親日・反民族行為真相究明特別法」を出席163議員のうち賛成151票、反対2票(棄権10)という圧倒的多数で可決した⁷⁰⁾。いわゆる「親日派」が清算されず、なお勢力を持って存続したと考えられていることが解放後60年を経過しようとしている今日でも「親日派」を追求しようとこだわり続けている原因となっている。

(3)韓国文化財保護法の制定(1962年)

米軍政の後、韓国では1948年5月に総選挙が行われ、国会が開催され、この国会で7月には憲法(第1共和国憲法)が制定され、李承晩初代大統領が選出された。ここに大韓民国が成立し、以後独自の法律を制定してゆくこととなり、直ちに政府組織法(法第1号)、赦免法(法第2号)、反民族行為処罰法(法第3号)などと法律が制定されてゆく。

李承晩政権は、親日派排除を目的とする「反民族行為処罰法」(法第3号)を1948年9月には制定公布したが、意外なことに民族文化の粋を示す文化財に関しては法制の整備を行わず、日本統治時代の「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」がその後も存続し続け、日本システムは連続することとなる。なお、1952年には文化保護法(法第248号)が制定されているが、これは科学者、芸術家の地位向上を図るため学術院、芸術院を設置するものであった。

第1共和国憲法第100条は「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、朝鮮寶物古蹟天然記念物保存令に関して廃止措置をとらなかったため、1962年1月10日に韓国文化財保護法(法第961号)が制定されるまで効力を有することとなった。

朝鮮戦争など混乱が続いたことが理由であると思われるが、朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令が実務的な文化財保護の仕組みとしては有用であり、廃止せねばならないものとは認識されなかった結果であろう。

なお、1962年韓国文化財保護法は附則第3条で、朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令に基づき寶物、古蹟、名勝、天然記念物として指定されたものは新たに制定された韓国文化財保護法に基づく指定とみなし、同法施行後1年以内に指定を更新するとの経過規定が定

められた。この規定に基づき、「国宝」第1号ソウル崇禮門[南大門:筆者]、「宝物」第1号ソウル興仁之門「東大門:筆者]などがそれぞれ文教部告示により再指定された⁷¹。

1962年韓国文化財保護法は、当時の日本文化財保護法に酷似し、指定、管理、保護、公開、調査など文化財保護の仕組みが類似しているとともに、用語や規定ぶりもよく似たものであった。例えば、日韓文化財保護法の双方ともに第1条は目的規定であり、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」(日本法)、「本法は、文化財を保存し、活用することとにより国民の文化的向上を図り、同時に人類文化の発展に寄与することを目的とする。」(韓国法)となっている。また、第2条はともに「文化財」の定義に関する規定であるが、このうち「有形文化財」に関する定義では、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの…」(日本法)、「建造物、典籍、古文書、絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの…」(韓国法)という具合であった。

この酷似の理由については、「旧法令に関する特別措置法」(1961年法第659号) により、なお効力を有するとされていた旧法令(日本統治時代の法令及び米軍政下の法令) を1962年1月20日までに整理することとなっていたことから、時間に追われて、12年前の1950年に制定、実施されていた日本文化財保護法を真似る結果となったと言われている⁷²⁾。なお、韓国文化財保護法が公布施行されたのは1962年1月10日であった。

確かに、1961年12月から1962年1月20日までのわずか2か月弱の期間に公布された法律は、241本の多数に上っており、大急ぎで旧法令からの脱却を図ろうとしたことが伺われる。

このように日本の文化財保護システムは戦後も形を変えて受容され、韓国文化財保護システムになお影響を及ぼしてゆくこととなった。考えてみれば、韓国は日本を通じて近代的な法システムや行政システムを受容したため、基本的な法体系、行政構造が類似しているのであり、特定の法律が類似したものになるのもさほど驚くようなことではないとも言える。業種別産業振興法である「機械工業振興法」(1967年法第1933号)、「電子工業振興法」(1969年法第2098号)は、日本法の強い影響を受け、法律の内容などは基本的に同じであるという⁷³。

文化財保護についても、日本の制度が存在する基盤と必要性に関しては韓国でも共通する部分が多いのであり、日本での施行、実施の様子を観察し、適当であると考えれば、それをモデルにその部分を導入することは、合理的である。時間的余裕がないと判断し、旧法令を存続させるよりも日本法の基本構造を導入し急いで韓国文化財保護法を制定したことは、軍事政権らしい果敢な判断であった⁷⁴。

おわりに

これまで20世紀初頭からの韓国文化財保護政策の進展、文化財保護法制の変遷を検討してきたが、明治以降の日本の考古学、歴史学、建築史学、美術史学等の発展はその研究者を海外に向かわせ、韓国における文化財保護に影響を及ぼすこととなった。それはまた当時の日本帝国の海外進出とも重なったことから、日本政府等との協力の下、様々な支援を

受けながら進められた。さらに、「日韓併合」により日本の植民地となった朝鮮では植民地行政政策の一部となり、現地の歴史伝統を尊重する植民地経営の象徴としての意味も考慮され、日本の文化財保護モデルを受容しつつ文化財保護政策が展開されてゆく。行政制度全般、法制度全般など各分野で日本モデルが基盤とされ、また、このような行政制度、法制度の下で教育を受け、訓練され熟達した官僚等が戦後の韓国でも重要な位置を占めたため、その影響は長く続くこととなる。

1945年の日本敗戦による解放後のナショナリズムの高揚の中でも総督府制令(朝鮮寶物 古蹟名勝天然記念物保存令)がそのまま継続し、連続する。民族の伝統の粋を保存しようとする文化財保護法制が総督府制令であり続けたとの事実は実に意外な感があるが、基本的な行政制度、法制度に連続性があり、保護の実務的な仕組みとしては問題がなく、存続させることに合理性があったということであろう。イデオロギーの表層と現実の基盤制度との間の乖離をこのような文化財保護法制の存続から垣間見ることができる。1962年の韓国文化財保護法制定も当時の日本文化財保護法の強い影響を受けたもので、新たな形での日本システムの受容とも言い得るものであった。

しかし、その後現在までの20次(1962年からの累次合計)に及ぶ改正により、韓国文化財保護法制は次第に日本モデルから脱却し、独自の特色あるシステムへと展開してゆく。韓国文化財保護法の近年の改正では、開発に伴う埋蔵文化財発掘を原則的に禁止(第44条第1項)するとともに、建設工事のための発掘調査経費の工事者負担を明記(第44条第4項)するなど思い切った措置が執られており、もはや日本法をモデルとしたものではなく、むしろ先進的な内容を持っている。このため、今後韓国文化財法制を日本システムとの比較において研究することは日本の将来の文化財保護の在り方を考える上で貴重な示唆を与えるものと考えられる。なお、近年の改正と独自の文化財保護システム形成へと変容を遂げてゆく過程については、別途取りまとめたいと考えている。

注

- 1) 関野貞(1867-1935)。後に東京帝国大学校工科大学教授(建築第5講座東洋建築史担当)。 関野貞については、建築学会『建築雑誌』(605号)が追悼号となっており、履歴、業績等の詳 しい資料となっている。
- 2) 関野貞(1904)(韓国の建築と藝術刊行会発行 1988『韓国の建築と藝術』で復刻)
- 3) 関野貞(1905)(関野貞 1999『日本の建築と芸術 下』岩波書店に所収)
- 4)「一国の建築術の発達、変遷、国民的建築の発生する主要な原因」としてまず地勢などの6 項目から分析している(「第1編総論」)。
- 5)藤田亮策(論文執筆当時、京城帝国大学助教授)は、関野貞の古墳調査手法を「詳細な表面 実測図と共に遺跡の構造並びに遺物配置の精確な実測図を作り、写真と相俟って完全に遺跡を 再現することに努めたことは、日本に於いて少なくとも最初であり、後の発掘者の指針となっ た」「朝鮮に於ける考古学的調査方法が若し内地の夫れに比して一日の長ありとすれば、夫れ はいふまでもなく先生(関野貞…筆者注)の賜物である」と述べている。(藤田(1935:44-45))ただし、「韓国建築調査」においては時間の制約からこのような実測図は作成されていな い。
- 6) 伊東忠太(1935:9)
- 7) 『関野貞日記』(1899年、1901年、1902年、1905年) は、関野貞の子息関野克氏の寄贈により

現在奈良文化財研究所が所蔵している。

- 8) 辰野金吾 (1854-1919)。当時、東京帝国大学校工科大学長。工部大学校の第1期卒業生で 日本建築界の祖。日本銀行本店、東京駅の設計者としても有名。
- 9) 伊東忠太 (1867-1954)。後に、東京帝国大学校工科大学教授。建築学第4講座 (日本建築 史) 担当。日本建築史学の創始者。築地本願寺などを設計。
- 10) 朝鮮総督府 (1935:226)
- 11) 総督府技師であった小川敬吉も「統監府が置かれ、韓国政府の改革が行われた際、諸官衛学校等に充当する為、在来の大建築物の改築及び破壊が余儀なくされた。不知不識の間に尊重すべき古建築の滅却を恐れた度支部は、…関野貞博士に韓国古建築の調査を委嘱した」と述べている。(小川(1935:11))
- 12) 仮に、政府筋などから依頼があったとすれば、その場合、古市公威(1854-1934)が関係している可能性が高い。古市公威は、土木工学、土木行政の近代化の功労者として著名であるが、内務省土木局と兼任のままで1986年初代の帝国大学工科大学長兼教授となり、その後土木局長、土木技監、逓信次官、鉄道作業局長官、京釜鉄道株式会社総裁、統監府鉄道管理局長官等を歴任している。古市は、日露戦争前の朝鮮半島輸送問題担当者でもあり、さらに内務大臣等を長く歴任した山県有朋とも内務省関連で強い繋がりがあった。古市公威と辰野金吾は1886年以降工科大学の同僚教授で、さらに古市は前任の工科大学長であり、依頼することは困難ではない。このように日露戦争開戦等を視野においての調査依頼という可能性も否定できない。また、日露戦争直前の当時、国家意識は濃厚で国家と大学は非常に近い関係にあり、国家目的のために帝国大学が協力することは自然であった。なお、古市は1987年から1988年にかけての山県有朋内務大臣の欧州諸国行政制度視察に随行し、逓信次官に就任したのも山県内閣時であった。(富田仁 (1992:101-104))
- 13) 『関野貞日記』1902年(明治35年)7月4日、6日、8日他。
- 14) 関野貞『韓国建築調査報告書』緒言でも、林駐韓公使、萩原書記官、藍川通訳官、大島外交 官補、三増京城領事、加藤仁川領事、幣原釜山領事の名を挙げ、謝辞を述べている。
- 15) 森有礼 (1889) (大久保 1972『森有礼全集』(1)、p. 663)
- 16) 鳥居龍蔵 (1870-1953)。東京帝国大学理学部助教授。国学院大学教授。我が国考古学、人類学の先駆者であり、これらの分野で大きな足跡を残した。
- 17) 鳥居龍蔵 (1976:143) 「ある老学徒の手記 考古学とともに60年」
- 18) 鳥居龍蔵(1976: 6)「41年前の満州に於ける人類学と考古学」
- 19) 鳥居龍蔵(1976:693-700)「満州・蒙古を探ぐる」
- 20) 朝鮮総督府『朝鮮古蹟図譜』(全15冊)(1915年-1935年)(名著出版から1973年復刊)
- 21) 朝鮮総督府学務局長であった渡邊豊日子は「独り半島自体の推移を解明する上に於て必要欠くべからざる所のみならず、古代日鮮・朝支の関係を実証する点においても亦頗る緊切なること」と述べている。(渡邊豊日子(1934:1)
- 22) 東京大学 (1987:149-150)。なお、現在はこの2講座の整理転換が行われ、「建築史学講座」となっている。
- 23) 東京大学 (1985:1182)
- 24) 東京大学 (1987:110)
- 25) 松岡修太郎 (1937:15)「朝鮮行政法 (演習) (2)」
- 26) 松岡修太郎(1937:29-32)「朝鮮行政法(演習)(3)|
- 27) 現在の韓国国立中央博物館はその起源をこの李王家博物館(大韓帝国における昌慶宮での博

物館開設) に置いている。(韓国国立中央博物館(2003:7))

- 28) 小泉顯夫 (2000:57-58)
- 29) 東京国立博物館(1973:1,41)
- 30) 韓国国会図書館(1972:415-417)
- 31) 韓国忠北大学校法学研究所(2002:52)は、「部分的ではあるが、文化財保護と直接関連した法令と見られる」と述べている。
- 32) 兪萬兼 (1933:92)
- 33) 文部省(1972:664-665) 『学制百年史』(記述編)
- 34) 日清戦争後のナショナリズム、民族的自覚等から「古社寺保存法」が制定され、社寺所有の建造物、寶物のうち重要なものを「特別保護建造物」「国宝」として官報に告示し、これらの処分を規制するとともに博物館への出陳義務が規定され、また、古社寺に対して保存金の支給が規定された。
- 35) 藤田亮策 (1931:86)
- 36) その後、古蹟調査課は行政改革の関連で1924年に廃止された。(朝鮮総督府(1935:320))
- 37) 1934年 8 月27日朝鮮総督府官報第2290号。
- 38) 史蹟名勝天然紀念物保存法(法第4号)は、古来の美術工芸品などについては、「古社寺保存法」により保存の措置が講じられているが、史蹟や動植物等の天然記念物は放置され、近代化が進展する中で破壊されているとの危機感から制定され、内務大臣が史蹟名勝天然紀念物に指定し(第1条)、その現状変更等については地方長官の許可制(第3条)とするものであった。
- 39) 古社寺保存法が社寺の所有する建造物、宝物に限定されていたことから、それ以外の物件、 例えば旧大名家の所有する宝物類が次第に散逸し、問題となった。このため、国宝保存法(法律第17号)は、所有者に関わらず、「国宝」に指定し(第1条)、その輸出や現状変更を規制(第3条、第4条)するものであった。
- 40) 文化庁 (2001:21-24)
- 41) 文化財保護委員会(1960:34)
- 42) 竹内敏夫・岸田実 (1950:序)
- 43) 1933年12月13日官報第2086号。
- 44) 遺跡発掘調査の頻繁な実施の状況は、広瀬繁明他 (2002:49-51)、及び三宅俊成 (1975: 巻末) の「北東アジア主要遺跡発掘・調査年表」に詳しい。
- 45) 有光教一(1992:3-4)
- 46) 『斎藤実関係文書』 (書簡の部) 1924年 (大正13年) 6月21日、梅原末治発斎藤実宛、及び (書簡の部) 1916年 (大正5年) 5月20日、黒板勝美発斎藤実宛。
- 47) 李能和 (1869-1943)。歴史学者、宗教学者。官立漢城外国語学校校長、私立能仁普通学校校長。総督府学務局編修官。著作に『朝鮮道教史』、『朝鮮女俗考』他。

崔南善(1890-1957)。歴史学者、文学者。3・1独立運動で独立宣言起草、逮捕・投獄される。総督府朝鮮史編纂委員会委員。中枢院参議。満州建国大学教授。著作に『朝鮮通史』、『朝鮮常識問答』他。

金容鎮(1878-1968)。書家。大韓民国美術展覧会(国展)の審査員、顧問等を務める。

柳正秀 当時中枢院参議。日韓併合前からの官吏で、度支部司計局長、度支部次官などを経 て中枢院参議。

兪萬兼 当時総督府社会課長で、寶物古蹟天然記念物保存の担当課長。保存会幹事として運

営全般を担当。後に忠清北道知事、中枢院参議。

- 48) 有光教一(1992:67)
- 49) 有光教一(1997:184-195)
- 50) 金元龍ソウル大学名誉教授も、1945年、考古学人口がほとんどゼロから韓国考古学が出発したと述べている。(金元龍 (1989:26))
- 51) 1945年3月1日現在で、勅任官9名はすべて日本人、奉任官339名のうち日本人が333名、判任官9450名のうち日本人は8101名であった。(高橋康隆(1995:112))
- 52) 朝鮮人官吏数の対前年比伸び率は1930年代初めには年率5%内外であったのが、1937年には 10.9%、1938年には8.9%、1939年には15.2%、1940年には20.4%と急増している。(浜口裕子 (1996:39))
- 53) 1922年から1944年まで開催。日本国内の官展であった「文部省展覧会」(文展、1911年-1918年)、「帝国美術院展覧会」(帝展、1919年-1937年) をモデルにしたもの。
- 54) 韓国文化公報部 (1979:276) は、「一見、文化遺産を尊重しているようであるが、それは表面 上のことにすぎず、内容的には巧妙な方法で文化伝統を隠蔽したにすぎなかった」としている。
- 55) 渡邊豊日子 (1933:85)
- 56) 日本博物館協会(1933:3)
- 57) 古市公威(1915:13-16) は、朝鮮半島における道路改修、港湾修築等の土木工事を詳しく 説明している。
- 58) 堀和生 (2001:173-178)
- 59) 中村哲(2000:51)
- 60) 1913年を100とすると、1938年には米、英、独の主要先進国が150未満であるのに対し、500 を超えていた。(中村哲(2000:55))
- 61) 「史蹟天然記念物保存ニ関スル建議」(1911年)(文化庁(2001:12))
- 62) 塩野宏 (1976:289)
- 63) 田中誠一(1997:52-53)
- 64) 秦郁彦編(2001:353-364) なお、合格者の入省省庁は、朝鮮総督府が最も多いが、その他 に内務省、大蔵省、商工省、文部省、農林省などと多岐にわたっていた。
- 65) 金敬得 (2001:58)
- 66) 池東旭 (2002:33,42-43)
- 67) 木村幹 (2003:115)
- 68) 木村幹 (2003:65)
- 69) 韓国高校歴史教科書は、民族正気を正し、親日派を処罰するために「反民族行為処罰法」を 制定したが、反共政策を優先した李承晩政府の消極的な態度によって親日派処断に初期の成果 を上げることができなかったとしている。(韓国国史編纂委員会(1996)、大槻健他訳(2000: 465))
- 70) 朝日新聞2004年3月3日「韓国国会で真相究明特別法可決 植民地時代の『親日派』認定し 調査」。
- 71) ソウル崇禮門は1962年12月20日に「国宝」に、ソウル興仁之門は1963年1月21日「宝物」に それぞれ文教部告示により再指定された。(韓国文化財庁(2002:.615,620))
- 72) 韓国忠北大学校法学研究所(2002:81)
- 73) 松本厚治 (2001:26-27)
- 74) 1961年5月16日、朴正煕陸軍少将を中心とする軍事クーデターによって張勉政権は崩壊し、

1963年10月の大統領選挙で朴正煕大統領が誕生するまでの間は、国家再建最高会議(朴正煕議 長)による軍事政権であった。

引用参考文献

有光教一 (1992)「朝鮮考古概説」及び「朝鮮半島に埋もれた古代文化交流の謎を掘る」『有光教 一著作集』(2) 同朋舎出版

有光教一(1997)「私の朝鮮考古学」『朝鮮学事始め』青丘文化社

文化庁(1970)『文化財保護の現状と課題』大蔵省印刷局

文化庁(2001)『文化財保護法50年史』ぎょうせい

文化財保護委員会(1960)『文化財保護の歩み』大蔵省印刷局

池東旭(2002)『韓国大統領列伝』岩波書店

朝鮮総督府(1915-1935)『朝鮮古蹟図譜』(全15冊)(名著出版から1973年復刊)

朝鮮総督府(1935)『施政二十五年史』

藤田亮策 (1931) 「朝鮮に於ける古蹟の調査及び保存の沿革」朝鮮総督府『朝鮮』 (199)

藤田亮策(1935)「朝鮮古蹟調査事業の恩人」建築学会『建築雑誌』(605)

古市公威(1915)「土木学会第1回総会会長講演」(『土木学会誌』(創刊号)

韓国忠北大学校法学研究所(2002)『韓国文化財保護法의発展過程斗整備方向』韓国文化財庁(韓 国語)

韓国国史編纂委員会・一般図書研究開発委員会編「国史」(1996)(=2000 大槻健他訳『新版韓国の歴史(国定韓国高等学校歴史教科書)』明石書店)

韓国国会図書館(1972)『韓末近代法令資料集区』(韓国語)

韓国国立中央博物(2003)『国立博物館年報(2002)』(韓国語)

韓国文化公報部(1979)『文化公報30年』(韓国語)

韓国文化財庁(2002)『文化財年鑑2002』(韓国語)

韓国文化財庁(2003)『文化財保護関係法令集』(韓国語)

浜口裕子(1996)『日本統治と東アジア社会』勁草書房

秦郁彦編(2001)『日本官僚制総合事典1868-2000』東京大学出版会

広瀬繁明他 (2002) 「日本の考古学的調査年表」『日本研究』 (26) 角川書店

堀和生(2001)「朝鮮・韓国と台湾の工業化」東アジア地域研究会『東アジア経済の軌跡』青木 書店

伊東忠太(1935)「関野貞を語る|建築学会『建築雑誌』(605)

建築学会(1935)『建築雑誌』(第605号)(関野貞追悼号)

金哲洙(1998)『韓国憲法の50年』教文堂

金敬得(2001)「韓国の法曹制度」比較法学会『比較法研究』

金元龍(1989)「韓国考古学の現状」金元龍監修『韓国の考古学』講談社

木村幹(2003)『韓国における「権威主義的」体制の成立』ミネルヴァ書房

高翔龍(1998)『現代韓国法入門』信山者

小泉顯夫 (2000) 「藤田亮策先生の思出」東方学会『東方学回想Ⅳ』 刀水書房

小島武司他編(1993)『韓国法の現在(上)』中央大学出版部

松本厚治 (2001)「韓国の経済発展と『日本モデル』」『韓国経済の解剖』文真堂

松岡修太郎(1937)「朝鮮行政法(演習)(2)」及び「朝鮮行政法(演習)(3)」帝国地方行政学会『朝鮮行政』1(8)及び1(9)

三宅俊成(1975)「北東アジア主要遺跡発掘・調査年表」『北東アジア考古学の研究』国書刊行会 文部省(1972)『学制百年史』(記述編、資料編)

森有礼 (1889)「文部省における直轄学校長に対する演説」(1889年1月28日) (大久保利謙編 (1972)『森有礼全集』(1)所収 宣文堂書店)

中村哲(2000)『近代アジア史像の再構成』桜井書店

日本博物館協会(1933)『博物館研究』6(9)

小川敬吉(1935)「故関野先生の思い出」建築学会『建築雑誌』(605)

太田博太郎(1983)『建築史の先達たち』彰国社

斎藤実『斎藤実関係文書』(国立国会図書館所蔵)

関野貞(1904)東京帝国大学工科大学学術報告』(6)(1988年に韓国の建築と藝術刊行会発行『韓国の建築と藝術』で復刻)

関野貞(1905)「法隆寺金堂塔婆及中門非再建論」『建築雑誌』(218)(関野貞(1999)『日本の建築と芸術・下』岩波書店に所収)

関野貞(1899 1901 1902 1905)『関野貞日記』(奈良文化財研究所所蔵)

関野克(1969)『文化財と建築史』鹿島研究所出版会

関野克 (1998)「建築の歴史学者 関野貞 (上)」及び「建築の歴史学者 関野貞 (下)」古代学 協会『古代文化』(469) 及び (471)

塩野宏(1976)『オットー・マイヤー行政法学の構造』有斐閣

鈴木博之(2003)『伊藤忠太を知っていますか』王国社

高橋康隆(1995)『日本植民地鉄道史論』日本経済評論社

竹内敏夫・岸田実 (1950)『文化財保護法詳説』刀江書院

田中誠一(1997)『韓国官僚制の研究』大阪経済法科大学出版部

富田仁(1992)「土木行政の推進者 古市公威」『日本の『想像力』(6)』日本放送出版協会

鳥居龍蔵(1976)『鳥居龍蔵全集(12)』朝日新聞社

東京大学(1987)『東京大学百年史(部局史3)』、及び、(1985)『東京大学百年史(資料2)』

東京国立博物館(1973)『東京国立博物館百年史』

梅原末治(1972)『朝鮮古代の文化』図書刊行会

渡邊豊日子(1933)「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の発布に就て」朝鮮総督府『朝鮮』 (220)

渡邊豊日子 (1934)「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存に就て」朝鮮総督府『朝鮮』(234号) 兪萬兼 (1933)「朝鮮社会事業 (下)」朝鮮総督府『朝鮮』(221)

謝辞:本研究は、平成15年度島根県立大学学術教育研究特別助成金を得て実施したものであり、ここに感謝の意を表し、御礼申し上げます。査読者からは貴重なコメントをいただき、厚く御礼申し上げます。また、『関野貞日記』は、奈良文化財研究所の御好意でこれを閲覧調査することができ、その御好意に感謝する次第です。

キーワード:文化財 文化財保護政策 韓国文化財保護法 朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令 関野貞 政策システム受容

(Ohashi Toshihiro)

A Study on the Development of the Cultural Properties Policy in Korea from 1902 until 1962

Ohashi Toshihiro

The investigation of cultural properties in Korea by Dr. Tadashi Sekino in 1902 was a starting point for the cultural properties policy development in Korea. During the rule of Japan, Korean cultural properties policy was developed on the model of Japanese legislative system. This legislative system on cultural properties was remained after the liberation from the rule of Japan until 1962, when Korea cultural properties protection law was enacted.

This article deals with the development of the cultural properties policy in Korea from 1902 until 1962, and tries to show the structure and background of the development.